

祖父母も孫と面会交流

別居親子申立人対象拡大

法制審部会案

家族法制の見直しを検討している法制審議会(法相の諮問機関)の部会が19日開かれ、別居している親子が定期的に会う「面会交流」について新たな枠組みを盛り込んだ民法改正要綱の原案が示された。これまで父母のいずれかにしか認められていなかった面会交流の家裁への申立人の範囲を祖父母らにも広げる。

民法は父母が協議離婚する際、「子の利益」を考慮して別居する親との面会交流の仕方を取り決めるよう求めているが、具体的な権利や義務の規定はない。

また、面会交流の審判でも申し立てができるのは「父または母」に限られている。

ひとりの親世帯を対象にした厚生労働省の2021年度の調査によると、離婚した別居親との交流が実施されているのは、母子世帯で30・2%、父子世帯でも48%にとどまった。

親子の交流が途絶えた世帯では、別居親の親族も子

と会えない状態になるとみられ、「孫と会えない」として祖父母らが裁判所に救済を求める動きもある。

原案によると、新たな仕組みでは、面会交流を求める申立人は父母が原則として、父母以外の親族と、

子との交流を実施することが「子の利益」のために特に必要である場合には、家裁は、親族と子の面会交流について定めることができるとした。

申立人となる親族は、子の祖父母や兄弟姉妹ら。父母による面会交流の協議や申し立てが期待できず、他に手段がない場面での活用が想定される。

原案には離婚後の共同親権の導入も盛り込まれており、部会は来年1月にも要綱案を取りまとめた考えだ。

【飯田憲】